

平成 27 年 10 月 定 例 教 育 委 員 会

日 時 平成 27 年 10 月 19 日 (月)
午前 10 時 00 分～

○中島委員長

それでは、ご起立願います。おはようございます。それでは、10月の定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。では、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 林教育総務課長

○林教育総務課長

本日は、議案が3件、報告事項11件となっております。計14件でございます。ご審議の程よろしくお願いいたしますと思います。

○中島委員長

若原委員が5分か10分ぐらい遅刻されるということですので、とりあえず始めておいて、議案に入るところにはいらっしゃるかなあとと思います。では、教育長の方から、一般報告と議案の概要説明をよろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明 山本教育長

○山本教育長

それでは、お手元の一般報告に沿って説明をさせていただきます。9月議会で、かなり長い間、教育委員会が開催されておりませんが、その間にいろいろな行事がございました。

9月9日には、初めての試みでございますが、「教育を語る会」ということで、これまでスクールミーティングということで県立学校に行っていたことはあったんですけど、市町村に実際に出かけて行っていただいて、いろんな団体等も含めた話をしていただくということで、9月9日には、伯耆町で教育を語る会を開催させていただきました。この伯耆町では、学校支援地域本部ということで、地域の方に学校に入ってきていただくという取組が進められておりますが、この地域本部の実行委員会の会議をまず傍聴させていただきました。どんな議論が行われているかというようなことをお伺いした後、県の小中一貫校コミュニティースクール関係のモデル事業を受けておられますので、その取組についての意見交換をいただいたところでございます。伯耆町ではこれから3年をかけて、小中連携したカリキュラムをつくっていかうというようなことであるとか、その中で教科担任制を一部導入してみようという計画もお有りのようでして、そのことについて意見交換をさせていただきました。この支援本部の議論を聞く中では、コーディネーターの役割が非常にポイントとなっているなあとということで、伯耆町では学校ごとに、それぞれ

の地域の皆さんと結ぶコーディネーターを配置しているほかに、町全体でそれらの学校をとりまとめて、その方々にアドバイスをしたり、横の連携を保ったりするコーディネーターも別に置いておられるということで、その方が非常にいい役をされているなどというふうに思いました。こうしたコーディネーターの配置の工夫なども大いに参考になりましたし、意見交換の場では、そうしたコーディネーターの方々から出てきた意見としては、市町村に、以前は社会教育主事がおられたんですけども、その方々が非常に大きな役割を果しておられたんですけども、今は町の部局に異動されたりということで、社会教育主事というのは前面に出ていないということで、そうした方々にもっと光を当てて活躍をしてもらってはどうかというようなことでありますとか、あるいは家庭の教育力が落ちているということを随分気にしておられまして、とくにいろんな仕掛けをして研修会なども設けるんですが、そうしたことに出てこられない家庭にどうアプローチしていくかということで、訪問指導をしてでもアプローチできるような、そんな体制作りが必要ではないかといった意見が出ていましたので、この辺りは私どもと同じような課題意識を持っておられるということで、何か来年に向けてそこで工夫ができないかというような意見交換を行ったところです。こうした市町村にも出かけて行って、とくに市町村が絡むので、県が直接なにかということとは難しい分野ではありますけれども、市町村と連携して何か進めていくようなそうした予算でありますとか、そうしたところの意見がここで吸いあげられたらと思っています。また後日、南部町の方でも、この教育を語る会を開催させていただこうというふうに思っております。

9月11日から10月9日まで、9月の定例県議会が開催されました。自民党の野坂議員、民主党の興治議員の代表質問ほか、12名の議員から一般質問を頂戴しました。詳細につきましては別添で議事録等を付けさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思っております。今回は教育問題、多岐にわたるんですけども、美術館の整備についてというのが、一番、项目的には多くございまして、コンセプトあるいは整備についても「現実的な案をつくっていくべきではないか」といったような意見でありますとか、運営方針につきまして、独立行政法人による運営についても検討はしているんですけども、そこについては慎重に検討すべきではないかといったご意見でありますとか、それから、建設場所をどうするかということについて、これは知事の方も含めて質問があったわけですけども、今は全体について検討していただくような検討委員会をつくっているんですけども、その中でも特に場所について検討していただくような仕組みをつくって検討してはどうかというようなことで、これからそうした方向性で進めていくことになろうかと思っておりますが、そうした議論が行われております。また、教員の多忙な状況の解消に向けてしっかりと取り組むべきといったご意見でありますとか、あるいは主権者教育、これもしっかりと取り組むべきという議論。それから、鳥取養護学校の医療的ケアの議案に関連して、特別支援教育しっかりと取り組むべきといったこと、特に医療的ケアの体制づくりについてしっかりと取り組むべきといった意見のほかに、保護者や地域といい関係をつくるために、少し学校を説明するような物はないか、あるいは心理とか医学の関係の専門家を交えたような支援体制ができないかといったようなことを頂戴しております。また、運動、部活動の指導者のことにつ

いても何人かの議員からご質問があったところがございます。こうしたことの答弁の中で、いろいろ約束もさせていただいておりますので、そうしたことの対応を今後しっかりと行っていきたいというふうに思っております。

9月18日には、倉吉東高でのスクールミーティングを行っていただきました。委員長と私とはちょっと所用のために出席できませんでしたが、65分の授業をやっているというのが倉吉東高の特徴でございます、all Englishの授業でありますとか、主にアクティブラーニングの実践についてご覧いただいたところがございます。いろいろ一方では課題もかかえているようでございます。土曜授業の円滑な実施でありますとか、そうしたことも出ております。

9月22日には、今年で2回目となります高校生の手話パフォーマンス甲子園、今年度は米子でございます、今年も佳子内親王がおいでになりましたけれども、大変盛りあがった中、県内からは鳥取聾学校、境港総合技術高等学校、鳥取城北高等学校の3校が出場し、全国20校の中で競い合いを行いました、昨年度より随分グレードアップしているというふうに私は感じました。その中でも非常に芸術性の高かった奈良の聾学校の生徒が最優秀をもらったということで、実はこの奈良の聾学校の生徒を今度の土曜日に行われます県内の特別支援学校合同文化祭にもきていただいて、演技をしていただくようにしております。何とか広くこの手話の大会をご覧いただけなかった方にご覧いただきたいところがございます。また、この取組をもう少し県内の他の学校にも広めていきたいなあというふうに考えておりました、今県立学校から来年度に向けて予算のヒアリングをしておりますが、一部の学校などには働きかけを行っていくことにしております。

9月26日には、和歌山国体の開会式がございまして、私は出席してきましたが、今年度は総合40位ということで、まずまずの成績であったというふうに思っておりますが、その中でも少年勢が随分活躍をしてくれておりました、弓道の女子のチームが優勝、あるいは男子のチームが準優勝ということで、弓道についてはこの少年だけで、全体の弓道の中の総合優勝を勝ち取ったということで非常に活躍をしたほか、ボートで米子東高の高島美晴と永井理湖のペアが優勝ということでありますし、自転車でも倉吉産業高の金田選手が優勝。登山でも中央育英のペアが準優勝ということで、非常に活躍をしてくれたということでございます。資料を配布しておりますので、詳しくはご覧ください。

10月1日には、第3回ICT活用教育推進チーム会議、これは内部の会議でございますが、いろいろなICTの利活用についての議論を行っておりますが、この度はネットワークに関して非常にセキュリティーが県全体として、まだまだ脆弱な面がありはしないかということで、全体のシステムの話でありますとか、セキュリティーに対する教職員の意識を高めていく必要があるんじゃないかといったことですか、情報モラル教育について、学校で生徒に対する情報モラル教育を、教員がしっかりできるような体制づくりに向けて取り組んでいく必要があるんじゃないかといった意見交換を行っております、この中で来年度の予算要求を考えております。

10月2日～3日には、県立図書館開館25周年記念シンポジウムを開催しております。知事も議会の合間を縫って挨拶にご出席をいただきました。全国的にも注目され

ている中、全国から多くのお客さんを得ての記念のシンポジウムを行ったところであり、また先般の週刊ダイヤモンドに注目されている図書館ということで、ナンバーワンになったということで、益々これから図書館には、市町村あるいは学校の支援も含めて、取り組んでいていただきたいというふうに感じたところです。

10月5日には、青翔開智でのスクールミーティングに委員長を含めて出席をいただいたところです。

10月9日には、近畿高等学校総合文化祭企画委員会、構成県の方にも集まっていたいて最終的な決定を行ったところでございます。取り組みを含めて報告事項のところでも報告させていただこうと思いますが、開催までに1カ月近くになりましたので、いろんなところでPRも含めて紹介していきたいということで、10月14日には生徒の実行委員会の主立ったところが知事を訪ねて行って、「おもてなし」の弁当を紹介したり、キャラクターと一緒に連れていきました。

10月13日、今後に向けての取組ということで、とっとり元気づくり推進本部が、元気づくり総合戦略というのを最終的にとりまとめるということで、会議を開催したところでございます。知事の方からは、これはとりあえず県民と共有できるビジョンを描いただけなので「これでみんな安心しないように」ということで、この実現に向けて行動計画をしっかりと取り組むように、と発破がかかったところでございます。同時に新年度に向けて戦略会議が開かれまして、そこでそれぞれ関係部局長から一言ずつ話をしてということで、私の方から教育の関係では、東京オリンピック・パラリンピックが開かれる2020年度に向けて非常に大きな、大学入試等々の改革も含めて改革が行われるので、そこをにらんで早め早めにしっかりと準備をしていくようなことを考えていきたいということでもありますとか、家庭教育に関連して貧困による問題をしっかりとらえるような取組、アプローチもしていく必要があるということと、一方では非常に学校教育に過大な期待あるいは仕事がかかっている、教員は非常に多忙な状況にあるので、その解消に向けて何か具体的な取組をしていく必要があるといったこと、そうしたことを重点に取り組みたいということをお願いしたところでございます。また、これは後程委員協議会の中で、皆様にもご議論いただきたいと思っております。

また、同日、環境大学との意見交換会を行いまして、県内の受験者が、とくに環境の学科の方が低いということで、そうした受験生の増加について、どう取り組んでいくかということでもありますとか、環境大の卒業生が教員になっていただく、そうした学生を増やすにはどうしたらいいかというような意見交換を行ったところです。

10月14日には、いじめ問題対策連絡協議会の開催をいたしました。詳細は後程報告させていただきたいと思っておりますが、国の方で「9月1日に自殺者が非常に多くなる」といったようなデータがありまして、それをもとにいろいろな通知が出たりしておりますので、そうしたことへの対応でありますとか、今回からテーマ別にメンバーを絞って内部協議として、本音の話をいろいろしようということで、今回は、SNS対策グループと、児童生徒が自ら相談したり、自らいじめについて訴えたり、そうした自治力という言葉を使っていますが、そうしたものを付けていくためにはどうしたらいいかといったこと。もう一つは子どものサインを見逃さないようにするためにはどうしたらいいか、という三つの部分でそれぞれ意見を伺ったところでございます。SN

S対策では、PTAの協議会の方がメディア21ということで、9時以降はそういうものを使わないようにしようという運動を、PTAの方で繰り広げられています。それについては県の方もぜひ協力してほしいという話もありまして、新年度具体的な行動として結びつくようなものをこの中で出していって、必要なものについては予算措置をするなど対応を進めたいというふうに思っております。

10月15日、全国公民館研究集会が開催されました。いろんな事情の中で、地方で一堂に会して大会を開くのは、この鳥取大会が最後になるということで、これも2千人近い参加者が全国からおいでになり、知事・副知事もそれぞれ大会でありますとか、レセプションに参加をいたしました。各県からは、鳥取の公民館に対する思いだとか取組が素晴らしいという賞賛の声が多かったと思います。

最後に10月17日土曜日に、米子西高等学校創立110周年記念式典があり、佐伯委員によりますと大変盛りあがったということでもあります。

一般報告については、以上でございます。次に議案について、本日3件の議案をお願いいたしております。議案第1号、平成27年度の鳥取県教育委員会表彰につきましては、本年度の表彰対象者について決定をいただこうとするものでございます。第2号、鳥取県立学校管理規則の一部改正につきましては、特別支援学校において医療的ケアを充実するために、新たに常勤の看護師を配置するというところで、この度の9月補正予算で予算措置をいただいたところでございますが、それに伴う必要な法令等の整備を行おうとするものでございます。議案第3号、鳥取県文化財保護審議会への諮問につきましては、若桜町の西方寺庭園を名勝に指定することにつきまして、県の文化財保護審議会の意見を得ようとするものでございます。私からは、以上でございます。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議案に入りたいと思います。今日の署名委員は松本委員と佐伯委員でございます。それでは議案第1号なんですが、第1号は人事に関する案件ですので非公開で行うことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、非公開とします。関係課長以外の方はご退席願います。

【非公開】

議案第1号 平成27年度鳥取県教育委員会表彰について

○中島委員長

では、議案第2号について、説明をお願いします。

議案第2号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○足立特別支援教育課長

県立学校管理規則の一部改正について、説明させていただきます。1頁をお願いします。概要について書いております。教育長の方からも報告いただいておりますが、特別支援学校における医療的ケアの充実を図るために、9月議会において人件費の予算措置が行われたところでございます。これを受けまして学校管理規則の中に、看護師の職を加えるということで、今回規則改正をしたいと考えております。具体的には2頁をご覧いただきたいと思います。管理規則の中に、学校栄養士の職務がありますが、ここに学校看護師長等ということで、特別支援学校に、学校看護師長、学校看護主幹、学校看護主任、学校看護師、これは職務に応じてというかたちで職名を代えておりますけれども、置くことができる規定。更には2項として、学校看護師長等は校長の監督を受け、児童及び生徒に対する医療的ケアの業務に従事する。3項として、学校看護師長等は教育委員会がこれを任命するというかたちで規則を整備しようと考えております。なお、これ以外にも職務設置に当たって人事委員会規則の改正も必要となって参ります。給料表の適用に関する規則でありますとか、職員の職務の級に関する分類に関する規則といった人事委員会規則につきましては、人事委員会におきましても今日、人事委員会が開かれる予定でございまして、その中で規則改正を決定されるというふうに伺っているところでございます。この改正については公布の日から施行するという事にさせていただいているところでございます。以上でございます。

○中島委員長

今までは、看護師に関する規則は一切無かったんですか。

○林教育総務課長

管理規則上は基本的に正職員に関して、それぞれ規則を明記してというかたちですが、非常勤職員等のところについては、ある程度予算等の運用ということで、その他技術職員というような包括のところ、基本的には読んでいるところです。

○中島委員長

非常勤じゃない常勤にするから、これを入れなければならないということですか？

○林教育総務課長

そうです。常勤的な職員となりますと、当然、給与形態とか明確に位置付けておかなければならないからです。

○中島委員長

学校看護主幹とか、学校主任という方も看護師の方なんですか？

○足立特別支援教育課長

はい、職名として、学校看護師長という身分がいわゆる病院等で言えば、看護師長に相当するという。それから学校看護主幹というのは学校看護師長と主任の間という

ような看護師で、職務を明確に分けた方がいいだろうということで、基本的には看護師の方が職務の級が変わることによって職名を変えていこうという。事務で言えば主事とか係長、課長補佐といったようなことです。

○中島委員長

では、議案第2号についても、原案どおり決定といたします。

議案第3号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

では、議案第3号について、説明をお願いします。

○木本文化財課長

では議案第3号、鳥取県文化財保護審議会への諮問についてお願いします。資料の1頁をお願いします。文化財の県指定を行うに当たりまして、条例の規定により、鳥取県文化財保護審議会のご意見を求めようとするものでございます。今回の案件は名勝、西方寺の庭園でございます。若桜町でございます。西方寺は慶長年間に若桜鬼ヶ城主の議を受けまして寺領の寄進を受けられている寺でございます、場所は若桜駅の南東側200メートル程度の位置、若桜町メインの通りから一本北側にある蔵通りという通りがございますけれども、そちらの方に面したところに位置しています。庭園の方は境内の北側、これはお寺の裏側になりますけれども、背景の山を借景として池を中心に、その池をぐるっと巡っていただくようなかたちで設けました回遊式庭園でございます。明治7年の若桜地区の大火の際に本堂などの建物が消失をしておりますけれども、庭園の方は類焼を免れておりまして、作庭は17世紀というふうに言われております。県南東部に残る代表的なお庭でございます、当時の庭園文化を考察する上で重要なものというふうに考えております。ご審議の程よろしく願いいたします。

○中島委員長

この指定を諮問したいということですね。

○木本文化財課長

はい。

○坂本委員

管理は今どなたがされているんですか？

○木本文化財課長

西方寺さんが。お寺さんです。

○中島委員長

では第3号も、原案どおり決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

では続いて、報告事項に移ります。報告事項は、アからキについて説明をお願いします。その後まとめて質問をさせていただきます。アからお願いします。

報告事項ア 平成27年度第2回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

○ 足立特別支援教育課長

報告事項アについて説明をさせていただきます。平成27年度第2回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要についてでございます。1頁をご覧くださいと思います。本県の特別支援学校における医療的ケアについて、その実施体制の整備と充実に向けた検討を行うため、医療的ケア運営協議会を設置しております。今年度第2回運営協議会を開催しましたので、概要を報告させていただきます。第2回目につきましては、9月4日に西部総合事務所で開催しました。内容につきましては7月30日の第1回に引き続き、今回9月議会での予算をお願いしておりました常勤看護師の配置について、それから教育支援チームの派遣についてということを中心に、議論をさせていただきました。更には医療的ケアの手続きについて定める、実施要綱改正と、新たな学びの場についても意見を伺ったところでございます。以下概要についてご説明を申し上げます。

まず、教育内容の(1)としまして、常勤看護師についてということ、前回7月の委員会の中で、学校組織の中での位置付けでありますとか、教員の中にもコーディネーターが必要との意見を踏まえまして、定員としてはそこにありますように、学部主事、自立活動部長、特別支援コーディネーター、養護教諭が連携した医療的ケアの実施体制を提案し、意見を求めたところでございます。常勤の看護師自体の配置自体については、特段異論はないところではありますけれども、出て参りました意見としましては、一つ目のポツにありますように画一的ではなく、各学校の実情や特殊性も考えた上で役割を整理する必要があるんじゃないかという意見。また、二つ目のポツにありますように、主治医や学校長の関わりや役割についても、もう少し整理する必要がある。それから三番目のポツにあります看護師の授業への関わり方ということで、教室内で連携して医療的ケアに当たるということについて、看護師と教員の共同作業であるという部分について少し整理が必要ではないかということ。更には、看護師の専門性の向上に関して研修といったような、プログラムをつくる必要があるんじゃないかといったようなご意見をいただきました。

それから、(2)として、教育支援チームの派遣について地域の実情を踏まえた対応をすべきであるというご意見を前回いただいておりましたので、今回9月の会の中では、チーム編成の考え方を東・中・西の県域ごとに、1チームあるいは、県内に1チームといったような考え方を提案するとともに、意見を伺ったところでございます。

チームの配置・派遣については特段異論はありませんでしたが、チームの派遣目的でありますとか、チームが関わる事例、訪問とか通学といったような教育形態に関わるものに限定してはどうかといったようなご意見もいただいたところであります。

更に（3）として、行政監察の方からの今回の調査における指摘も受けておりました、医療的ケアに関わる実施の内容の変更がある場合の手続きの明記に関しまして、実施要綱の変更点についてご議論をいただきました。当課の方としましては、変更がある場合の手続き、あるいはヒヤリ・ハット事象を教育委員会に報告すること。これまで学期末までに報告をするという形にしておりましたけれども、そういったものについての報告のあり方について、ご意見をいただいたところでございます。特に変更手続き自体について加えるということについてご異論ございませんでしたけれども、意見としては、学校における医療ケアの方針や目的を明確にして保護者と共通理解ができるようにといったことを、要綱の中に盛り込むべきでないかということ。それからヒヤリ・ハットの事象については、ヒヤリ・ハットの部分と、いわゆる自己アクシデントをもう少し明確に整理する必要があるんじゃないかといったご意見をいただきました。

続きまして、2頁をご覧いただきたいと思っておりますけれども、更に新たな学びの場ということで、最近、医療的処置の依存度が高い・医療的リスクの高い児童生徒が通ってくるということを踏まえまして、より安全に支えていくような学びの場の検討をしたいということで、委員の皆さんにはご意見を伺ったところでございます。現在の学びの場として、ここに四角の中にありますけれども、自宅から学校に通学して教育を受けるという場、通学が困難な児童生徒に対して自宅、家庭等を訪問して、教育を受けるというやり方、それから入院している児童生徒については病院内で教育を受けるといったような、主にこの三つのパターンがあるんですけども、これ以外にも、たとえば医療的に病院の一室を借りて、自宅からそこに通ってくるような方式もあるんじゃないかといったようなことで、ご議論をいただいたところでございます。また、個々については、まだ議論が深まっておりませんので、今後議論を進めていくことになると思っておりますけれども、重度の児童生徒に対する教育課程の編成や、指導内容を少し具体的に示すということや、保護者が教育に対してどのような考えを持っているのかといったような実態も、もう少しよく把握することが必要でないかといった議論をいただいたところでございます。

今後、第3回を10月23日に予定をしておりますので、（1）から（3）につきましては、提案を得て、すみやかに施行ができるような対応ができるような形にしたいと思っております。また、（4）の新たな学びについては、もう少し議論が必要かと思っておりますので、継続して議論を行いたいというふうに考えております。報告は、以上です。

報告事項イ 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

続きまして、報告事項イ、平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」につきまして、報告させていただきます。いじめ・不登校総合対策センターの音田でございます。資料の方をご覧ください。9月16日に公表になりました、平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で、暴力行為、不登校についての概要について説明させていただきます。

まず、暴力行為発生件数ですけれども、そこに概要を示しておりますように、小中校でいきますと、小学校では前年度より6件減少、中学校では発生件数は前年度より5件増加、高等学校では64件で前年度より12件増加というかたちになっています。小・中・高すべての児童生徒千人あたりの発生件数は3.2件で、これは全国の平均を下回っています。暴力行為の区分のうち、対教師暴力の発生件数が26件、これは前年度と同じ数字であります。それから小学校の暴力行為は6件減少しているんですが、下の推移表を見ていただきますと分かるように、24年度から連続して30件を越えて報告が上がってきているという状況でございます。それから中学校の暴力行為の発生件数は、23年度までは高い数値だったんですが、24年度に一度下がり、それから2年連続で上昇しているという状況でございます。

続きまして、(2)小中学校の不登校の児童生徒の状況でございます。これにつきましては、学校基本調査の速報が出たときにもご報告をさせていただいたんですけども、小学校では不登校児童数139名で、前年度に比べて9名の増加、出現率の割合につきましては全国平均を上回って0.45%を示しています。中学校では不登校生徒数は435人、前年度に比べて54人増加しています。不登校の割合は2.65%で、これは全国平均を下回っている状況でございます。

(3)の概要につきまして、総括をしたものでございますけれども、以前は中1ギャップということで、小6から中1の増加が3倍を越えていたんですけども、小中連携等の効果により、これが今2倍程度に押さえられて、その代わり中2辺りで増加が目立ってきたというところがありました。ところが26年度につきましては、また小6から中1での出現の割合が2.5倍という数字になっておりまして、また再び中学校での増加が目立っているという状況でございます。不登校になったきっかけとして、小中学校共に不安などの情緒的困乱及び無気力という本人に関わる問題が多いという状況で、中学校では遊び、非行がきっかけと不登校の増加が目立っております。25年度に比べて1.5倍の増というところでございます。学校にかかる状況におきましては、いじめを除く友人関係、学業の不振が多く、家庭にかかる状況では親子関係をめぐる問題が増加しているというところがございます。これも25年度の37名から、26年度は55名というかなりの数の増加になっています。それから学校による指導の成果により再登校する、または登校できるようになった児童生徒、登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった。これは具体的には一切他との関わりを断っていたような児童生徒が、何らかのきっかけで学校の関係者等と顔を合わせるようになったというような好転した部分を含めています。その割合は全国平均と比較しても、小中共に高くなっているという状況でございます。詳しくは不登校きっかけの表、それから、指導の結果登校できるようになった児童生徒等について表をまとめております。以上で報告を終らせていただきます。

報告事項ウ 平成27年度第2回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

続いて、報告事項のウ、平成27年度第2回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要につきましても、いじめ・不登校総合対策センターより報告をさせていただきます。先程、山本教育長からの話にもありましたが、平成27年10月14日に教育センターの方で行いました。出席はその構成機関の代表者に出席していただいております。最初にいじめ問題に関する通知等についての説明をさせていただき、その後テーマ別協議に入りました。これにつきましては、昨年度、平成26年度の1年間の会の総括の中で、お互いの情報交換だけではなく、テーマを設けて突っ込んだ協議をしてはどうかという意見を採択した形で、テーマにつきましても委員の皆様にご意見を聞いた上で、この三つの部会を決定しています。それから参加も当日5名から7名の部員の参加で、それぞれのテーマ別協議を行いました。

まず、第1部会のSNS対策につきましては先程ありましたが、2頁目をめくっていただけますでしょうか。上から三つ目の四角ですけれども、県のPTAの協議会の方でメディア21、これは21時以降、携帯・スマホの使用を自粛しようとする取組を県Pの方が各市町村Pの方に伝え、そこから各学校の単Pに伝えるという流れで、今後取組を進めていきたいという報告がありました。それにつきましては、この連絡協議会の後の会でもそのことを報告しまして、この連絡協議会もそれに協賛する形で後押ししていこうという話になりました。それから、県の高等学校の校長会の方で、スマホの休みということで、「スマホリデー」という取組が、月に1日、これは生徒会、先程自治力の方とも関わるんですけど、生徒会の方から発案されて、スマホを休ませようというような取組も生徒会がやっているところがあるので、それを全県の校長会のときに紹介したという報告もありました。また、一番下ですけれども、やはり聞いてほしいところになかなか届かない。集会を行っても参加者が少ないということで思い切ってテレビCM等、問題意識の浸透化を図るということもどうだろうかという意見も出されたところです。

それから第2部会、自治力の育成というところですけども、これにつきましても四角の二つ目ですけれども、「折り合う力」というのを大事にして、保護者に対しても、児童生徒が折り合う力を身につけていくことの重要性を理解するというような人間関係構築上のキーワードとして出されたということ。その下の四角ですけども、保護者研修については、多くの保護者が集まるような場で実施する必要があるということ。更に第2部会の一番下ですけども、仲間づくりのベースとなるルールを保証する力、「人間関係整理力」等も必要であるということ、これについては次の会に向けて具体策を検討しようということになったということをお聞きしております。

第3部会におきましては、大人の側が、これは学校関係者及び、保護者、地域ですけども、「子どもたちのサインを見逃さないため」ということで、最初の四角では、各学校に配置されているスクールカウンセラーであったり、医師会等も外部から学校に招かれてゲストティーチャーとして、ストレスマネジメントの方の授業等もやっ

ているといった、それが単発にならないように、何かカリキュラムでも整理していく必要があるのではないかとということが、意見として出されたということです。それから三つ目ですけれども、学校現場はサインを見逃さないために、家庭訪問、電話連絡、心理検査、日記等のやり取り等、様々な取組を行っているということで、この辺りが非常に岩手県の自死の事案の際にも、生活ノート等のやり取りが非常に注目されましたが、ここが、例えば、空き時間の少なさだとか、休憩時間を削ってやっているということについて、時間を十分確保できるという状況かどうかというような辺りも含めて、意見が出されたところでございます。それについては、この三番目と一番下の四番目の意見でも、同様の意見が、配置についても非常勤の配置があり、環境面でも努力しているが、更にその辺り独自のシステムづくりも検討したらどうだろうかというようなご意見も出たところでございます。以上で報告を終らせていただきます。

報告事項エ 平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験について

○御船参事監兼高等学校課長

高等学校課の御船でございます。報告事項エ、平成28年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験でございます。1頁をお願いします。試験概要でございますけれども、一次試験につきましてはご報告申しあげました。第二次選考試験でございます。9月の中旬に実施をいたしました。その結果でございます。各試験ごとの名簿搭載者数等、表にしておりますが、受験者数は416人で、A登載者、これは来年度教員として正式に採用する者が161名、B登載者は欠員の状況によって教員として正式に採用するものです。なお不合格者の中で一次免除資格者というのがございますけれども、これは優秀な受験者を来年確保するために、不合格者の中でも、各試験項目の選考基準を一定程度満たす者について、次年度の第一次選考試験を免除するものでございます。なお、A登載者の中で、小学校のA登載者には中学校教諭の受験者のうち、併願者が1名含まれます。B登載者と不合格者の一次免除資格者は、次年度同じ試験区分で同じ教科のものについては、一次免除するというところでございます。

2頁でございますけれども、いろんな特別選考を設けております。身体に障がいのある者を対象とした選考について1名設定しましたが対象者はありません。スポーツ・芸術分野に優れた者を対象にした選考につきましては17名が受験し、A登載2名。現職教諭を対象とした試験につきましては、20名受験しまして15名のA登載者。社会実務経験者を対象とした選考、これは高校の専門科目になるんですけども、平成27年度から実施をしましたが、今年度は1名志願がございましたが試験の段階で受験せずということで登載されておられません。A登載者のうち5年間を表にしておりますけれども、試験区分によって人数は違いますけれども、同一の基本の採用のA登載者でございます。以上でございます。

報告事項オ 平成27年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度における公募実施校の決定について

○御船参事監兼高等学校課長

続きまして報告事項オ、平成27年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度における公募実施校の決定でございます。公募制度は県立学校で、学校運営上必要とする能力を有する教職員を公募する制度でございます。それに教職員が応募すると、書類審査であるとか面接を経て、候補者を決めて決定していくというものでございますけれども、各学校で公募を実施したいということが決定しましたのでご報告申しあげます。1頁がその一覧となっておりますけれども、高校で東部地区は3年間ないんですけど、昨年度ヒアリングをしましたときは、思うように人選をして配置してもらっているので公募はなかったんですけども、今年度もヒアリングをしてみましたら、「やはりある程度そういったことはきちんと人事の中で要求するし、やってもらっている」というのもございましたし、「科目を限定していくと、今いる職員がやる気を失う」というようなこともあって、「細かく進めていくよりは大きな枠での公募になる。でも大きな枠での採用をしてもらっているので」ということでございました。なかなかこの公募制度うまく生かすというところと、実際のところと少し実態として問題があるなど感じております。他の地区につきましては、公募でいけるなど。以上でございます。

報告事項カ 第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会の開催準備状況について

○御船参事監兼高等学校課長

報告事項のカでございます。第35回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会の開催準備状況でございます。あと一月ないんですけども、最終的にこの大会を進めていく委員会も終わりました。2の参加状況でございます。747校、3283名としておりますが、県内が780名ですので、県外からは2500名でございますが、演劇部門でまだ決定されていないということですので、例年なみの県外からの生徒は2700名ぐらいを期待しております。それからこの大会の特徴でございますが、3の生徒実行委員会、ほんとはよくやってくれていまして、27名の生徒実行委員会ですけれども、企画から始まりまして、どうやって盛り上げていくかという広報活動、総合開会行事まで、先程教育長からもありましたけれども、おもてなし弁当も作りまして、それをまた行政訪問をしてそれを示したり、意気込みを語ったりなどしております。4の広報活動でございますけれども、(1)生徒実行委員会が出て行ってPRするというものであります。それから広告につきましては、広告塔や議会棟横断幕、若桜街道のとおり高いフラッグを設置いたしました。それから新聞部がカラーで、読みたくなるような新聞を配りました。それから公式ガイドで図案も生徒が作りました。それからツイッターも発信しました。これからまだまだ広報活動もしていきたいと思っております。以上でございます。

報告事項キ 第2回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要等について

○大場博物館長

続きまして報告事項キ、第2回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要等について、ご報告いたします。博物館の大場でございます。9月4日に仁風閣で開催いたしました。議題としては「コンセプトと必要な機能」ということで、基本構想の基本部分と申しますか、これについて議論いただきました。その資料が4頁以降でございます。まずコンセプトでございますけれども、設置目的として3項目あげております。「鳥取県にゆかりのある美術の徹底に努める」ということと「国内外の優れた美術を鑑賞する機会を県民に提供する」これを基本的な目標にしまして、そこだけにとどまらずに、2番目にあげておりますように、多彩な美術に親しめるような多様な価値観を共存する文化的に豊かな地域づくりにも貢献するという、あるいは3番目にあげておりますように、県民の創造性を高めて地域の文化力を向上すれば、鳥取県の文化的な個性や魅力が高まるということで、その高まったものによって県内の多くの人を引きつけて、新たな交流拠点の核となるような目的を掲げております。なお、こうした目的につきましては、その下に点線で枠囲いしてありますように、委員会の委員とは別に、個別に専門的事項をいろいろ聞かせていただけるアドバイザー、これも2件。あるいは昨年度の「現状課題報告」に示されております方向性を踏まえて設定したものでございます。

更に、これだけではちょっと抽象的で分かり難いということで、「基本的なあり方」ということで、次の頁をご覧ください。具体的に言うと、どういうイメージかということでございまして、1番目は今の鳥取県立博物館の美術部門の活用成果を引き継いで、社会教育施設としてのあり方をきちっと引き継いでいく。更にそこにとどまらずに、美術に関心のあるお年寄りから子どもたちまでの愛好家だけでなく、一般の方も気軽に訪れて、美術を介して交流してもらえりような、更には博物館外部のいろんな団体や機関、個人に結集していただいて、参加共同していただくという社会の核にしたい。そうすることによって、美術をめぐる人々の集いの場になって、県民の創造性を高める。そのようにして高まった鳥取県の文化的な個性を世界へ発信して、多くの人を引きつける。そうした方向性を目指すとどういった機能を付加することになるかということで、7頁以下に整備しております。

これにつきましては、博物館の基本的機能であります収集・保管とかいう項目ごとに整理してございまして、収集・保管につきましては鳥取県にゆかりのある物を中心に優れた美術品を収集していく。そして、コレクションを充実させていく。継続的に収集していくためには余力のある収蔵庫が必要となる。そうしたハード面の機能のほかに、2番に書かれているように、情報を適切に記録管理し、データベースを整備していくような機能につながるような機能を掲げております。更には3番にあげておりますように、きちんと次世代に継承するためには環境条件が整備されて、しかも災害からも安全でなければいけないということで、そういった機能を備えた収蔵庫が必要になるであろう。また、展示につきましては、8頁ですけれども、これも3項目あげておりますけれども、①収集した作品をなるべく多くの県民に鑑賞してもらえりようにしたい。今の常設展示では20年経たないと一巡しません。順次展示作品を入れ換えているんですけども、20年経たないと今のスペースでは、県民の皆さんに一通り見ても

らえないということがあります。もうちょっと広げないといけない。主要な作家の作品は常に展示しておけるような、たとえば前田寛治さんの作品なんか常には無いわけでございますけれども、これが鳥取の美術館に行けば必ず見れるという状態にしておきたい。そのためにはある程度分野ごとの展示室も考えていかないといけないかもしれない。②大型作品も含めて適切な環境のもとで企画展示できることも必要だということで、それなりに天井の高い展示室も必要になってくる。

更にめくっていただきまして、調査研究の方でも、いろいろな調査研究ができる施設もいる。ソフト面では調査研究の結果を県民に還元できるような機能も必要だということ。10頁の方でございますけれども、基本機能とは別に教育・普及関係につきましましては、いろいろな手法で学習や体験ができるような体験実習室のようなものも備えておかなければいけない。いろんな人にしていただくためには、いろんな人が参加できるようなプログラムを提供する。そういったことに対応できるのも必要だ。基本機能とは別に、地域・県民との共同連携といったことが今後とくに重要になってくるという視点から、それに即した機能ということで、必要に応じて資料の検索を提供するサービスを。めくっていただきまして、大学等いろんな団体や企業と一緒にやっていけるように、人に集まってもらえるような機能をつくる。

これを核として意見を伺ったところ、1頁の三つの目的を並べて、これを全部やっというところとしますと、ちょっと無理があるんじゃないかということで、むしろ1だけでいいんじゃないかと、要するに鳥取にゆかりのある美術の蓄積・継承と、国内外の優れた美術の鑑賞、学習する機会のことだけでいいんじゃないかと。ここが大事じゃないかという意見がございました。これに対しまして、4番目のポツのところを書いてありますように、やっぱり美術館というのは、魅力ある都市の一部を担うというようなものになるので、地域への貢献といったことも視野に検討すべきだとか。あるいは県民や地域に対して、どうやっていくかをはっきりさせないと、美術館は美術館のためにあるようでは、皆さんはこられませんよ、といったご意見もありました。これについては、目的の1番目が、美術館としての基本的な目的であるということでは確かであると思いますが、そのほかのご意見にもありましたように、やっぱりそれが県民にとってどんな意味があるのか、地域のためにどう役に立つのかといったことをきちんと説明できないと、多額の経費を使う美術館の整備について、県民のご理解は得られないだろうと思いますので、その辺りの関係が明らかになるようにメリハリをつけて再整理をしたいということで終えております。

そのほかにも漫画等の取り扱い。サブカルチャーですが、これについて美術館としてどう対応していくかについて、子どもたちを育てることが大事だから、子どもたちに来てもらえる敷居の低い美術館にすべきだ。その意味では鳥取県の特徴でもある漫画やアニメ、更には映像作品といったものまで、枠組を広げてもいいのではないかと、という意見をいただいた反面、めくっていただいて、「それは非常に難しいですよ。トップカルチャーに特化するんならいいんですけども、美術館にちょこっとそういう一項目を置いただけじゃなかなかうまくいきませんよ」というご意見もいただいておりまして、もうちょっと議論する必要があるかなあと考えております。

また、収蔵庫の関係につきましても、「そもそも今回美術館を作ることにしたのは、収蔵庫が足りないということだったので、収蔵庫だけをきちんとやればいいんじゃないか」という極端なご意見をいただいたんですけども、それについては2番目のポツに書いてありますように、やっぱり、新しい美術館を作る以上、それだけではだめで、県民のご理解を得るためには、収蔵庫だけの話でなくて、美術館としてどういう方向でいくのかというのをきちんとしなければいけないということでした。ただ、こういう話が出るのは、経緯について説明が不足していたのかなあと感じております。もうちょっと背景について整理した資料を追加提出して、あまり脱線しないようなご議論がいただければなあと感じているところです。そのほかに、美術館といっても、聴覚的要素を取り入れてみてはどうかと。多少取り入れていくのはいいと思うんですけど、そっちの方にいってしまうと、何を作っているのか訳が分からなくなりますので、視覚を中心としたものを対象としていきたい。五感をフルに使ってやっていくといった表現方法もあり、そういったものについては当然やっていくんですけども、視覚による美術を中心にする方向は守らないといけないと思います。

あと、現代美術について、鳥取県に限らず、もう少し広い視野で考えてはどうか、という意見がありました。現代美術というのは、だいたい現代美術館があるところは、近くに近代美術館と普通の美術を扱うところがあった上で、更に現代美術というパターンが多いので、うちの場合は初めて美術館を作るわけです。いきなり現代美術というわけには、なかなか難しいかもしれないなあと感じられて、今後もうちょっと検討していきたいというふうに感じております。いずれにしても今回、コンセプトの部分で基本的な考え方の部分で、かなりいろんなご意見をいただきました。1回ではやはり結論は出ないという感じでしたので、次回あらためて議論をしていただこうと。そういうことで考え方なども再構成して整理したものをご提出して、もう一度議論をいただこうかなあと感じております。その際には、このあと県外の先進的な美術館を視察していただいています。9月上旬、下旬、10月15、16日、これには私も行きましたが、そういったいろいろな施設の状況を踏まえて、もう1度議論していただきたいということで、次回は11月2日、博物館で行いたいと思っております。コンセプト、役割について、もうちょっと議論していただくことをしたいと思っております。一応ここについて、ある程度議論の整理ができたかなあと感じておりますが、当初予定しておりました施設設備、立地条件について提示だけはさせていただき、ここはまた次回に。本格的な議論は更に次回にということになるかもしれませんが、施設設備を、必要な機能を果たすためには、どの程度の施設設備がいるか、どの程度の規模になるか、更には、事業費はどのくらいかかりそうか、そういった施設であれば、どういう場所に立地するのがいいのか、その条件をどうするかといったことについても、提示させていただこうかなあと感じているところでございます。以上でございます。

○中島委員長

それでは、アからいきましょうか。

○松本委員

突然出てきた話じゃないかと思うんですけど、ヒヤリ・ハットの起きたことの意味とか、重要性、どの程度あるんでしょうか？ありがちじゃいけないでしょうけど。やむを得ないようなヒヤリ・ハットということで、あったんだろうか。

○足立特別支援教育課長

ヒヤリ・ハットについては、当然学校の中では情報を共有して、そういったことが起きないように解決策を取っていくということが、まず第一の目的として行っております。が、教育委員会に報告いただいている部分に関しては、それを他の学校にも共有をしていくという意味で、再発を未然に防止するという観点から、報告をいただくという形にしているところです。ただ、議会で少し話題になったのは、それが全数の報告ではなくて、一部の特に今回身体に関わるものについてのみ県に報告するようになっていたという経過もありまして、議会でもそのところを是正すべきではないかといったご質問があったところです。今の協議会の中では、とりあえず全数に戻して、その中で特徴的なものを私どもの方で共有をして、学校での再発防止、全ての医療的ケアを行う各学校での情報共有を図っていきたいというふうに考えております。

○松本委員

今回、県議会にすごく話が広がっているような印象ですね。いい方向に持っていけばいいと思うんですけど。

○中島委員長

問題の指摘というモードから、ある程度議会も含めて、実際こういうことが起きていて、こういう方向で努力しているということに関しては、概ね随分安定してきたという感じかなと思っています。この件では、4番の新たな学びの場についてというのが、少し新しいことかなと思うんですけど、これは今日は、鳥取県の場合、子どもたちの全体数が少ないということもあって、けっこう障がいのある子どもたちにも通学を含めて、かなりしっかりした教育の機会の提供ということができてきたという前提の中で、けれども今、障がいのある子どもたちが増えていて、そういう子どもたちのニーズに対して、より深い教育の機会の提供ということでもって、4番の話が出てきているのかなあと思うんですけど。

○足立特別支援教育課長

4番のところは、すぐすぐという話じゃないんですけど、将来的な話として、今議論を始めているところです。おっしゃられたように今、重度のお子さんというのが、非常に増えてきている状況にあります。今度は中央病院等の改修もあれば、県内ICUの子どもたちの治療部門も増えてきます。一方で、医療側の方としては、どんどん在宅に帰すという。治療が済んだ子どもたちについては、在宅に帰すという動きになっておりますので、その子どもたちが自宅で学校に通ってくるという流れになってくるんです。そういったときに治療行為は必要ではないんだけど、日常生活のための

医療的ケアというのはどうしても必要になってくる子どもたちが、どんどん増えてくるという状況です。東部地域ではいわゆる重症心身障がい児といわれる未就学のお子さんの数というのが他地域に比べて、理由はちょっと分からないんですけど、多いという数字が出ています。これから特に東部地域では、そういうお子さんが就学年限に達してくるという状況になってきますので、そういうときに子どもたちにとって、どういう環境で学ぶのがいいのかというのを今一度、議論をしておきたいなという思いから、今回提案をしてご意見を伺っているところです。

○松本委員

病院内で教育を受ける場合、教員は養護学校から派遣しているわけですか？

○足立特別支援教育課長

そうです。養護学校から派遣しております。

○松本委員

授業がないときは、教員はまた、学校に帰るんですか？

○足立特別支援教育課長

医療センターにずっといるという形で教員を配置しております。鳥取医療センターの方には、訪問教室ということで、病院内に部屋を作っていただいております。教員がそこへ通って、そこの中で教育をするという形をしていますので、そこが学校という形で。

○松本委員

学校には33人ぐらいいらして、医療センター内の入院の生徒さんは今、何人ですか？

○足立特別支援教育課長

ちょっと正確な数は、10人ぐらいいます。

○佐伯委員

10人の人たちの籍はどこにあるんですか？

○足立特別教育支援課長

籍は白兔養護学校にあります。

○田中次長

ですから今、鳥取医療センターの方に入院している子どもたちは、白兔養護なりの教員が分教室としてそこに張りついているんですけども、今度は重症心身障がいでも在宅の子が通ってきて、要するにイメージとしては、医療機関の中に、重症心身障が

いの子が通う学校を置いたらどうかというイメージです。日本には、そういう制度がありませんので、そういうことを考えていかないと今後障がいの重たい子が増える中で、養護学校の中に医師や看護師をどんどん確保しないと、医療的ケアが成り立たなくなる可能性が高くなってくるので、どちらのサイドがアプローチしたらいいのかなということで、教育側で議論してみてもらおうかと提案しているところです。

○中島委員長

ここで書きになっている意見では、保護者の方の実態をといるのを、非常にいいことかなと思っていて、基本的にはもちろん教育を受ける権利があって、義務があってという関係なのですけれども、やはり保護者を含めて、子どもたちにどういう機会を与えていき、どういうふうの不具合があった場合に、それをバージョンアップしていかうかというような感じで、能動的に主体的に関わってもらうことがすごく必要なことだと思うんで、このコミュニケーションはしっかりとやっていただけたらいいんじゃないかと思うんです。

ちょっとこの話からずれるんですけど、前から少しずつ気にはなっていたんですけど、障がいのある子どもたちへの教育の質の問題なんですけど、これってなかなか絶対的な評価が難しいんだと思うんですね。能力の幅が一般の学校より更にありますから、我々どうしても機会の提供ということに、まずは意識がいくんですけど、その機会の中でどういう内容が行われているかということに関してのなんらかの客観化というか、評価というか、そういうことはやはりしていかないとはいけないんじゃないかと思うんですよね。教科によっては非常に難しいと思うんですけど、その子どもに対して、その子どもの能力をどれだけ引き出しているか、もちろん指導計画などあるんだと思うんですけど、その指導計画が適切なかどうか、それが適切に動いているのかということに関して、どうなんでしょうか？現状はうまくいっているということなんでしょうかねえ。

○足立特別教育支援課長

實際上、なにか評価のシステムがあるのかと言われると、学校評価とかはあるにしても、授業研究会を校内で行う中で、お互いに授業を見合って、子どもの発達段階に応じて、どれだけレベルを上げているのかという部分は、日々点検をしたり、学校間を越えて授業研究会を開催したりして、とりあえず専門性の部分は高めていくというのは確かに、やってきているところでもありますけれども、反面、評価という部分は今おっしゃられるように、明確なものはないんじゃないかなと思います。

○中島委員長

この先生は、かなりそれぞれの子どもの能力を引き出しているというケースと、必ずしもそうじゃないというケースで、学校の中で範囲が分かるんじゃないかという感じがするんですね。なんとかケースバイケースでそれぞれ努力しなければいけないんじゃないかなと。

○佐伯委員

一人一人の変化というか、変容の見取りの部分というのが、体の不自由さを持っている子どもさんだったら、余計にそこでの気づきみたいなのが大切なんだろうなということと、それから継続していきながらの変化を見ないといけないので、担当の方が代るよりは、同じ方で子どもの変化を見ていくということと、あとは医療との連携が非常に大事だと思うので、担当医の先生とか、だいたい医療の方が思われている「これぐらいの発達が可能だろう」とか、「こういうことはできるようになるだろう」という見立てと、教育がアプローチすることによって思った以上に子どもが伸びていくということはすごくあることなので、残るところはやはり医療と教育の相互の力を使いながら、より伸ばしていくということは、病弱部門ではいつも言われていたことなので、そのところを学校が皆さん一緒になって、それを求めていくという体制が無いとできないと思います。だから現状で満足するんじゃなくて、やっぱり今の校内にいる子どもたちの力をより伸ばすというか、より能力を伸ばしていくということに向かって、皆でやっていくという姿勢を持っていないと、通常の学校の子どもたちの成長よりも、少し時間はかかりますし、それからほんとうに見守りだけで終わってしまうということだってあるんですよね。そこをやっぱり可能性を求めて、どうアプローチしていくかということ、皆でやっていかないと難しいだろうと思いますね。

○若原委員

特別支援学校にも、学習指導要領というのはあるんですか？何年生ではこういうことを教えるとか、ここまでいけば卒業だというような目安が。

○佐伯委員

でもそれは個々の子どもの状態によるので、毎年作るんですけども、この子どもはこういうことを目指してこういうことをしていく、というような年間計画のようなのを作って行って、それに向かってはやりますけれども、その学年の子どもさんがみな同じで、そこまでというのとは違いますねえ。同じ年齢でも発達の度合いが違うので、それに合わせてそれぞれのカリキュラムを、一人一人作っていくと思います。そうですねえ。

○足立特別支援教育課長

はい。

○中島委員長

基本的にはしっかりやったださっているんだけど、そのところで最近おっしゃるような自己研鑽ということをもっともっとという意識を、現場の先生に持っていないと。「いいんじゃないの、これで」となったら。

○佐伯委員

そうですね。せっかく持っている子どもの力というのが発揮できないままで、ここまでできたらいいのかなあ、と行ってしまったらそこまでになってしまいます。でも、大変情熱を持ってやっていらっしゃる先生もたくさんいますので、そこを少し広げるというか。日々苦悩というか「これでいいのかな」と思っていらっしゃる先生はいるので、そういうときに研修の機会というか、そういうのはとても大事ですよ。喜びも大きいと思いますよ。子どもに少しでも変化が見られたときには。

私は、ここの看護師の授業への関わり方についてということで意見が出ているところで、今、看護師の方って関わっていらっしゃいますか？

○足立特別支援教育課長

関わっていても、処置として関わっているだけということなので、授業の中でたとえば、どういう姿勢で授業中いたら、痰を出しやすくなるかとか、そういうことでの関わり方ということですよ。

○佐伯委員

担任というか、指導者と看護師との連携みたいなものですよね。やっぱりそこも大事ですよ。分かりました。

○中島委員長

いじめ・不登校の問題も大変重要な問題だと思うんですけど、暴力もそうですが、もう少しなんとかできないかなあと思うんですけどねえ。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

今回、いじめについて再調査が求められまして、そのことについて以前にもご報告したんですけども、再調査の結果が、公表されるのが27日と文科省からきましたので、また、いじめ・不登校と関連する部分でもありますし、それから、いじめの件数、以前に報告をあげているんですけども、岩手の件以降、各都道府県によって把握具合が非常に違うということも含めて、些細な児童生徒間のトラブルも定義に沿っていじめとして認知するようにということで、各市町村を通じて学校の方にも夏休み中をお願いをして、それを報告したところです。全国的にどの程度上昇するのかは分かりませんが、かなり、いじめの件数もこれまでに比べて認知件数自体が上がるということが想定されますし、またその辺りも含めて、不登校との関係であるとか、あるいは実際に東部・中部・西部、ブロックごとに、市町村の担当主事とも詰めて、効果的な取組であるとか、学校現場がこういう実際の課題に取り組んでいるというような、効果的な取組をお互いに共有し合うようなことは、各地区ごとにそれぞれやっている状況です。ただ、個別の問題も含めていろんな状況が、児童生徒の実態としてありますので、なかなか一律に「こうすれば解決する」というところまではいかない難しさがあるということです。

○中島委員長

さっき佐伯委員がおっしゃった「子どもを見る」ということが、もっとできれば変わってくるのかなあと。

○佐伯委員

担任としての見方と、担任外の人が見るところと、またちょっと違ったりするので、学校としてチームとしての機能もそうだけど、このあいだ訪問した、伯耆町のようなコミュニティだと色々な人の関わりもあります。学校現場はきちっと子どもたちを育てたいという意識がちょっと強いのかなあと。少し柔軟性を持って、他の子どもと同じような活動はできないかもしれないけれども、その人の良さがあるみたいなどころで認めていくという方向性を出していかないといけないのかなあと、この頃いろんな子どもと関わって思ったりしました。あとはね、窓口といたらおかしいんだけど、保護者の方や子どもの思いと学校の見立てみたいなのとをうまく調整するみたいなのは、とても大事なことじゃないかと思って。それをスクールカウンセラーの方とかに期待はするんですけども、そういう人に限らなくても、学校を取り巻くいろんな地域の力とか、そこにいらっしゃる教職員じゃない人の力も借りながら、その子の持っている良さみたいなものを皆がすくい上げていかないと。今不適應を起こしている子どもさんが、いいところが沢山あるんだけども、教室の中ではうまく出てこない、そしてトラブルを起こしてしまったために、自尊感情が下がっていく。そして自己肯定感も下がってしまいがちになっているという子どもさんが増えているので、もうちょっといろんな目を見て、良さが皆で共有できたらいいなあと、この頃、特に思っています。

○松本委員

不安や情緒的困乱が理由で不登校の生徒さんが多いから、教師がもう少し見て対処しないと。これって中学校で急に増えているんですけど、中1ギャップというか、小学校のときからそういう傾向があった子どもさんが、中学校で不登校になるのでしょうか？

○佐伯委員

小学校で休みがちのお子さんって、中学校へ送るときにも、いろんな情報としては伝えるようにして、「きめ細かく見てください」とお願いをするので、小中はいいけど、今回ちょっと上がっているんですね。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

数としてはそこにあるグラフだけ見ると、非常に突出しているように思えるんですけども、不登校になったきっかけという形ですので、ほんとにいろんな要素があり、それで30日を超えるか超えないかということによって、不登校なのか不登校でないというところも分けられますので、はっきりといつの段階で不登校のきっかけとなったのが何であるというのが特定できない児童生徒が非常に多いですね。30日超えるまでに何ヶ月もかかって、秋口に数の中に入ってきますので、非常に特定ができれば

指導の手も入りやすいんですけども、そういう意味で本人の無気力が学習面にあったり、自分の生活状況にあったり、家庭にあったり、いろんな状況が複雑に絡んでいますので、そういった意味では個々に応じて、学校現場が対応しているというのが現状です。

○坂本委員

不登校もですが、先生が暴力を振るわれるというのはちょっと気になるんですけどね。先生はどういうふうに、その後は仕事はできているんですか？事件にはならないで。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

胸ぐらをつかむとか、蹴ったりというようなことは起こるんですけども、事件までにはしていないケースがあるという状況です。

○坂本委員

ちゃんと、校長先生から報告は届いていますか？

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

上がったケースは、把握していますが、実際は上がってこないケースはもっとあるというふうに思います。実際に上がってきて報告されたケースが、小中高合わせて、全県で26件です。

○中島委員長

重傷とかあったんですか、骨折とか。やっぱりコミュニケーション、やっぱり問題は「見てくれているか、認められているか」ですね。

○佐伯委員

指導の結果、良くなったというのが、鳥取県はすごくいいことだなあとあって、これが県の良さだなあとあっているんですよ。だから、年度が変わるとか、担任が代って新しい環境になって、また気持ちも新たに「頑張ろうかなあ」と思っている子どもたちに、「ああ、またか」思ってもらわんような学校サイドというか、教師側の気持ちも切り替えて接していく。可能性というか、一人の子どもの長い将来にとっては、とても大切な時期なので、そのことを皆が心にとめて、心を込めて子どもたちに接するというのをやっていけば、少しずつでも良くなっていくんじゃないかなあと、この数を見て思いますねえ。

○松本委員

なんか一人一人のお子さんのカルテみたいなのは作らないんですか？

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

今は作る義務はないんですけども、多くの市町村単位で、学校にそういう形で、特別支援が必要な児童生徒に加えて不登校の児童生徒についても、作っておられるところが増えていきます。

○松本委員

人数的には、作れない数じゃあないですねえ。そうすると、あとで分析もしやすくなりますねえ。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

実際こういう状況だったので、「こんな対応をして、こうなった」ということについては、分析をしている状況ではあります。

○佐伯委員

こんなふうに話しかけるとか、こんなふうに接することによって反応的に良かったとか。逆にこういうことをしたことにより、心を閉ざしていったみたいなことを継続して見ていくと、次に担任した方も生かせると思うので、やっていると思いますよ。

○若原委員

それは小学校から、中学校に送られますか？

○佐伯委員

たいてい送りますねえ。特に気になる子どもの場合は。

○若原委員

その他について、これは、先生が回答されたものでしょうかねえ。本人に確認して「理由はこれだ」というような。確実なことは言えないですねえ。

○音田いじめ・不登校総合対策センター長

はっきり、本人がそういう意思表示、ここには上がっていない部分もあるんですけども、たとえば「勉強が分からない」とか、「部活動でこんなことがあって行きづらい」とかいう本人が報告したものについては、それぞれカテゴリーがあるので、そちらの方に分類されるんですけども、なかなか長い期間の間に、担任その他の教員が関わっても、本人は話さなくなってきたときには、きっかけとしての特定は難しい状況です。

○中島委員長

エの教員採用については、倍率は最終的にどれぐらいになったんですかねえ。受験者数はなかなか増えないという課題意識があるんですけども。

○御船参事監兼高等学校課長

表に示しているのは、合格倍率としておりまして、受験者数に対するA搭載者ということで、全体で4.9という、これは合格倍率です。

○中島委員長

合格倍率としては、どうなんですか？例年的に言うと。

○御船参事監兼高等学校課長

例年よりは低くなっております。去年5.1だったと思います。

○中島委員長

じゃ、そんなに下がっているわけじゃないですね。

○御船参事監兼高等学校課長

鳥取県は比較的多くとっていると思います。特に高校につきましても、専門教科になります。今まで大学等の教育学部中心に回っておりましたけれど、商業や農業からも。

○中島委員長

アクティブラーニングも含めて、教え方が変らなきゃいけないとか、子どもたちのことをしっかり見なきゃいけないというような課題意識の中で、たとえば試験内容を見直すとか、改善の余地というのはないんですかねえ。

○御船参事監兼高等学校課長

それは、いろいろな現場の校長先生方の要望もあります。そうやって考えてみますと、やはり今回不合格者の中で一次試験免除とかというのも作っておりますので、そもそも一次試験の工夫とか、まだまだできるのかなあと。思い切ったことをやっていく部分は、まだあるなあと思っております。

○中島委員長

ユニークな試験科目とか、試験内容になっているという都道府県はあるんですか？結局、今までいい先生を確保したいということですが、一体、いい先生という基準は何なのかということだと思っておりますけど、しっかり大学生に知らせなければいけない面とか、鳥取県の教育の魅力はということで、今までやってきた部分もあると思っておりますけど、それをより具体的に語っていくのに、例えば大学なんかでも欲しい学生像が変わったら、試験内容も変るということで、やっているわけだから、鳥取県なんかもそういうことについて、ちょっとご議論いただくようなことはできないんですかねえ。

○御船参事監兼高等学校課長

それは必要だなあと思っています。思い切ったことをしている県もありますので、そこは何を考えているのかなあと調べてみたいと思います。

○中島委員長

最終的には、教員もいろんな人間がおるということでいいんだと思うんですけど、やっぱり全体の傾向としては、こういう傾向を強めた方がいいとか、ということも同時にあるんじゃないかと思うんですね。ぜひ検討をお願いします。

○松本委員

試験のA登載者は、全員が鳥取県教員として同意されたんですか？

○御船参事監兼高等学校課長

28年度の教員として正式に採用することになっています。

○松本委員

辞退とかはまだ分からない。例年B登載者の方々が採用される可能性は。

○御船参事監兼高等学校課長

実際に採用というのは、現実にあるのかということですか？

○松本委員

A登載者で辞退される方があれば、B登載者から繰り上げ当選ということですけど、どの程度。

○御船参事監兼高等学校課長

A登載者で辞退される方は経験ないです。

○松本委員

B登載者は喜ぶべき時代ではないんですね。翌年一次試験の免除だけで。

○坂本委員

環境大学からも入っているんですか？

○御船参事監兼高等学校課長

受験は5名ありましたが、合格は無しです。

○若原委員

教職員の人事異動の規模は。教員だけじゃないんですね。職員も。各学校の募集要項を見ると教諭と書いてあるんですけども。

○御船参事監兼高等学校課長

一応、応募できる者というところで、現任校で3年以上勤務となる教諭、養護教諭、実習教諭となっております。

○若原委員

公募実施校というのは、簡単にいえば、自分を売りこみたい人は、応募してくださいということ。

○佐伯委員

この応募数ぐらいいらっしゃるものですか？

○御船参事監兼高等学校課長

なかなか応募がなくて。資料の1頁にありますように、7名が希望し、そのうち4名が決定したということです。

○若原委員

半分ぐらいいは、希望して異動できたということですね。

○御船参事監兼高等学校課長

そのときの学校のマッチングとかで。必ずしも叶うとは。

○佐伯委員

もし希望が通らなかったときには、もとの学校に残られるんですか？

○御船参事監兼高等学校課長

はい。その年の人事異動になります。

○中島委員長

美術館のことなんですけど、ベーシックな議論を積み上げた上で、「ここが個性」ということが出てこない、魅力のあるものにはならないんだろうと思うんですね。議論の段階もあるんですが、このままいくと、いろいろ入っているんですが、何が個性なのかなあということが見えないと、ちょっと寂しいなあと思うので、何を建てるのかということですね。

○大場博物館長

確かにコンセプト辺りから個性といったものが打ち出せれば、一番いいんですが、基本的にこれまでやってきたことをベースに考えていくということになりますと、例えば今の段階で急に現代美術館とかにというような意味での打ち合わせはなかなかできない。そういった中で、これまでの実績をまず考えるなら、ゆかりのある美術とか国内外の優れた美術ということにならざるを得ない。その中で、どうやって特徴を出すのか。恐らく、基本構想ですので、大本の計画を作ることになるのかもしれない

けれども、そのときと言っては遅いという気がします。その中である程度個性的な目標を掲げるなら掲げるということをしないと、出来ないような気がしますけど、なかなかそこが難しいところで、とくに公務員が事務局をしているようなことだと、なかなか特徴的なものが出にくい。まあ、委員さんの方からいろいろ言っただければ、そういうものも出るかもしれませんが、それもなかなか難しい部分があると思います。一つ言えるのは、少なくとも美術館のための美術館と言いますか、さっき言ったような①だけに特化しないと、美術館としての目標を追求するのはいいんですけど、それを、どう県に生かすのか、地域に貢献するのか、そこに重点を置くことが、最近どこの美術館でもある程度、前提になりつつあるんですが、そこに予想以上の力を入れていくというのが、一つの特徴たり得るのかなあとは思っています。確かにそれは課題であると思っただけで、そういうことをほんとは委員会でも多少議論していただいて、事務局にそういう味付けをしていただければ一番いいんですけども、そこは確かに難しいところだなと思っています。

○中島委員長

最近、こういう美術館に限らず、公共的とか、アートイベントなんかでも割とバランスに配慮して、同じようなことばかり言っているんですよ。専修性とか地域の関わりとか、想像性とかいって、だいたい同じなんです。悪くはないんですけど、そう言っているけど、結局、面白いものはできないですよ。

○松本委員

メンバーは、美術系にすごく詳しいとか、何か持っている方はほとんどいないんですから、どうしても出てくる意見は、一般的などこの美術館でも行っているようなものになるんだろうと思うんです。

○中島委員長

委員には専門家の方も入っていらっしゃるでしょう？

○大場博物館長

はい。

○松本委員

評価の問題ですけど、意見としては出たとしても、じゃあ、誰が決定するかということになると、それを決めるのは誰？それが失敗するかどうか分からないので、どうしても、目的の1・2・3になるんじゃないかなあと思うんですけど。形として1・2・3でいいんですけども、その中で鳥取県なりでの独自性をどう出せるかということだと思うんです。それこそ中島委員長とかが入って、意見を変えていくとか。

○若原委員

アドバイザーというのは、委員会にも出席されるんですか？

○大場博物館長

いいえ。委員会にはなかなか。美術館全般ではなくて特定分野に詳しい方とか、あるいは全般に通じておられるんですけども、時間的にとても委員会に度々出ていただくわけにはいかないという方ですので、個別に行ってお話を伺って、その意見を踏まえています。

○山本教育長

ある程度コンセプトが整理できた段階で、今、委員長が言われたように鳥取県としての個性をどう出していくかという議論を投げかけしてもらったらいいんじゃないですか？

○中島委員長

ベーシックな今の議論は優れた議論だと思うんですけどね。

○大場博物館長

確かに、委員の中にも美術の専門家がいらっしゃるんですけども、必ずしも美術の専門家でない方もたくさん入っておられますので、今おっしゃったような話もしたいなあとしますので、言葉はいろいろ出てきますけども中身の問題で、それこそリードするような美術の専門の方がいらっしゃって、その方の主観というか、リーダーシップで、ポンと言ってしまうと、かなり特徴的なものが出来る可能性もありますけれども、逆にそういう場合には、市民のコンセンサスが得られないということもありますので。

○松本委員

その方の好みで作ったみたいな感じで、その人の主張でやると。そういう感じだと、なかなか難しいかも。

○中島委員長

そういう突飛なものという話じゃないんですけど。今のままだと結局、具体的な形として、割とバランスよく、いろんなことをやりました。収蔵にせよ、外観にせよ、なんかユニークなものが出てくるきっかけが、どうも無いという気がするんですよ。

○若原委員

公立の場合は、なかなかそこは難しいですねえ。

○坂本委員

富山県では、知事さんの「ここに作る」というイニシアティブを優先したら早かったという。

○大場博物館長

金沢辺りでも基本構想段階ではとんがったところはそれ程無いんですけども、設計していく過程で建築は建築としてのコンセプトメイキングをされますので、それが多少とんがっている部分があったりして、当然そういう素地はあったと思うんですけど、その中のどれかが、どンドンとんがっていったと言う部分はあるんじゃないかと思います。そこがどういうふうにして、例えば建築でそういうのを、建築に本来そういうのを期待していいものかどうかというのがありますし、場所も決まらないし、特徴的なものがなかなか出せない。今の段階は、コンセプトが出来てそれに基いて。

○中島委員長

じゃあ、今の議論というのは、どこに作るにせよ、ユニバーサルなもので。場所が決まったときに、そのユニバーサルなものを元にしながら、その場所に限定したということで、こういう具体的なものを考えていきましょう。そこでのコンセプトがまた必要で、2段階になると、ちょっと遠回りな話になりますね。

○大場博物館長

場所が決まったからといって、前のコンセプトが、がらっとひっくり返せるかというと、それは無理だと思うので、ある程度前のコンセプトの中で、多少飾り付けをするとか、その程度のことしかできないと。その程度の整理だったら、わざわざあらためて検討作業がいるのかなという話にもなってくると思います。

○坂本委員

では、プロポーザルでいろいろなプレゼンをされるんですよね。

○大場博物館長

建築についてはですね。

○若原委員

大口の寄付とかあれば、感覚としてはその人の意向を聞き入れて。

○大場博物館長

そういういい話があるといいですけどねえ。たしかに、先般視察に行ってきたところではそういう大口のところがあったりしているようですけど。ただ、公立ですので、仮にそういうのがあったとしても、その方の意向に全くというわけにはいきませんが。美術品の大きなコレクションでももらえば、それが一つの大きな特徴になるかもしれないですけど、そんないい話はなかなか。

○松本委員

地元の出身者のというのは、常設展示場でいいんでしょうけど、これだけでは美術館としては。

○大場博物館長

収集のメインはそっちに置くんですけども、鑑賞、学習、要するに展示なり教育普及の重点は、国内外の優れた美術ということですので、鳥取県にゆかりのある物に限らないというつもりでいます。そういう二本立てでいくということをやったものです。そう書いてしまうと現代美術に特化することはなかなか難しい。

○中島委員長

美術館の公共性の根拠というのは、今の時代、この場所ということを超えて、過去とつながったり、他地域とつながったりという可能性を保証することでもって、人間の多様な営みに対して、いろいろアクセスすることができるようになるということが、公共性の大きな根拠じゃないかなあとと思います。だからまずは、国内外の優れた美術に出会え、僕はどっちかという、こっちが先にきてくれたらいいと思うんですけど、且、鳥取県にゆかりのある美術のコレクションで、そのコレクションというのが独立したものではなくて、必ず何かの流れの中で、例えば、前田寛治の絵もあるわけだし、そういう具体的な個人から逆に世界の美術の流れをしっかりと見ることができるような流れを作ってもらおうとか。そういう意味で、作品だけではなくて、それを通じていろんなことにつながり、深めていけるんだという配慮をしっかりと作ってもらえるということは、もちろん一番大事なことなんだろうなと思います。

○大場博物館長

そういう意味で、1にとどまらず、2や3の方に広がっていくというようにしながら。

○松本委員

富山美術館は、ピカソからモネから、収蔵品として常設展示をしている。ああいう形の美術館にしてほしいですね。

○中島委員長

常設展の充実というのは大事ですね。それが単純に西洋史の年代順に沿っているのではなくて、何かのしっかりした視点でもって整理されているとなると。

報告事項は以上でいいですか？では、報告事項を終わります。その他、何か各委員さんからございましたら。よろしいでしょうか。それでは、本日の定例教育委員会はこれで終わります。次回は11月20日金曜日ですが、よろしいでしょうか。では、本日の日程をこれで終了します。ご起立ください。では、これで終了といたします。ご苦勞様でした。